

市区町村別集計項目(推進体制等)

広島県	
市区町村数	23

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無			
						問3-2 条例名称				問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称		問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
						13	16	7				23					
34	100	広島市	市民局人権啓発部男女共同参画課	1	1	1	1	広島市男女共同参画推進条例	2001年9月28日	2001年9月28日		第3次広島市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
34	202	呉市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	くれ男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日		第4次くれ男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1		
34	203	竹原市	地域づくり課	1	2	1	1				0	第3次たけはら21男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
34	204	三原市	生活環境部 人権推進課	1	2	1	1	三原市男女共同参画推進条例	2011年3月31日	2011年10月1日		私らしく暮らせるみはらプラン(第4次三原市男女共同参画プラン)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
34	205	尾道市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	尾道市男女共同参画推進条例	2015年12月16日	2016年4月1日		あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道(第2次尾道市男女共同参画基本計画)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
34	207	福山市	市民局まちづくり推進部多様性社会推進課	1	2	1	1	福山市男女共同参画推進条例	2002年3月26日	2002年4月1日		福山市男女共同参画基本計画(第5次)	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
34	208	府中市	子育て応援課	1	2	1	1				0	第3次府中市男女共同参画プラン	2022年7月 ~ 2026年6月	1	1		
34	209	三次市	定住対策・暮らし支援課	1	2	1	1	三次市男女共同参画推進条例	2004年4月1日	2004年4月1日		三次市男女共同参画基本計画(第4次)~一人ひとりがしあわせな社会をめざして~	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1		
34	210	庄原市	生活福祉部 市民生活課	1	2	1	1				0	第2次庄原市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2026年3月	1	1		
34	211	大竹市	自治振興課	1	2	0	0				0	第2次おおたけ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
34	212	東広島市	生活環境部人権男女共同参画課	1	2	0	1				3	第3次東広島市男女共同参画推進計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1		
34	213	廿日市市	人権・男女共同推進課	1	2	1	1				0	第2次廿日市市男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
34	214	安芸高田市	社会環境課	1	2	1	1	安芸高田市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月19日		(安芸高田市第3次男女共同参画プラン)	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0		
34	215	江田島市	人権推進課	1	2	1	0				2	江田島市第2次男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1		
34	302	府中町	自治振興課人権推進室	1	2	0	1				0	府中町第4次男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
34	304	海田町	社会福祉課	1	2	1	0				0	第3次海田町男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
34	307	熊野町	住民生活部生活環境課	1	2	0	0				0	熊野町男女共同参画プラン(第三期)	2022年2月 ~ 2026年3月	1	1		
34	309	坂町	民生課	1	2	0	0				0	坂町第二次男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1		
34	368	安芸太田町	住民課	1	2	0	0				0	(第二次安芸太田町男女共同参画基本計画)	2018年4月 ~ 2025年3月	1	0		
34	369	北広島町	町民課	1	2	0	0				0	北広島町男女共同参画プラン(第4次)	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
34	431	大崎上島町	住民課	1	2	0	1				0	大崎上島町第2次男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
34	462	世羅町	企画課	1	2	0	1				0	第3次世羅町男女共同参画行動計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
34	545	神石高原町	未来創造課	1	2	0	1				0	神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画	2017年4月 ~ 2028年3月	1	1		

<選択肢回答>

- |  |                             |   |  |                                    |
|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| <b>所属</b><br>1 首長部局<br>2 教育委員会                   | <b>庁内連絡会議</b><br>1 有<br>0 無 | <b>男女共同参画に関する条例</b><br><b>現在の状況</b><br>1 2024年3月末までの制定を目途に検討中<br>2 2023年度以降の制定を目途に検討中<br>3 その他<br>0 検討していない | <b>男女共同参画に関する計画</b><br><b>女性活躍推進法の推進計画との関係</b><br>1 一体<br>0 一体でない<br><b>計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)</b><br>1 単独計画として策定<br>0 総合計画の一部として策定 | <b>現在の状況</b><br>1 策定予定有<br>0 策定予定無 |
| <b>事務所掌</b><br>1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課<br>2 1ではない | <b>諮問機関</b><br>1 有<br>0 無   |   |  |                                    |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			2									0	2	1	1	0	1	1	0
34	100	広島市	広島市男女共同参画推進センター	ゆいぽーと	730-0051	広島市中区大手町五丁目6番9号	082-248-3320	082-248-4476	http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/		○		○					○	
34	202	呉市																	
34	203	竹原市																	
34	204	三原市																	
34	205	尾道市																	
34	207	福山市																	
34	208	府中市																	
34	209	三次市																	
34	210	庄原市																	
34	211	大竹市																	
34	212	東広島市	東広島市男女共同参画推進室	エスポワール	739-0043	東広島市西条西本町28-6サンスクエア東広島	082-424-3833	082-424-3833	https://www.city.higashihirshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/6/6/3044.html		○	○					○		
34	213	廿日市市																	
34	214	安芸高田市																	
34	215	江田島市																	
34	302	府中町																	
34	304	海田町																	
34	307	熊野町																	
34	309	坂町																	
34	368	安芸太田町																	
34	369	北広島町																	
34	431	大崎上島町																	
34	462	世羅町																	
34	545	神石高原町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	2	0	1	1	0	1	
34	100	広島市	広島市男女共同参画推進センター	2012年4月1日	9	0	64,753	○	○	○	○		○	○		○	近隣する商店街と連携した事業、ギャラリーの運営、施設利用者を対象とする託児
34	202	呉市			0	0	0										
34	203	竹原市			0	0	0										
34	204	三原市			0	0	0										
34	205	尾道市			0	0	0										
34	207	福山市			0	0	0										
34	208	府中市			0	0	0										
34	209	三次市			0	0	0										
34	210	庄原市			0	0	0										
34	211	大竹市			0	0	0										
34	212	東広島市	東広島市男女共同参画推進室	1997年4月1日	0	1	950	○	○	○	○						登録団体の活動支援、活動スペースの提供
34	213	廿日市市			0	0	0										
34	214	安芸高田市			0	0	0										
34	215	江田島市			0	0	0										
34	302	府中町			0	0	0										
34	304	海田町			0	0	0										
34	307	熊野町			0	0	0										
34	309	坂町			0	0	0										
34	368	安芸太田町			0	0	0										
34	369	北広島町			0	0	0										
34	431	大崎上島町			0	0	0										
34	462	世羅町			0	0	0										
34	545	神石高原町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			宣言の形態	女性市区長数		女性比率(%)	女性副市区長数		女性比率(%)	女性町村长数		女性比率(%)	女性副町村长数		女性比率(%)	女性自治会長数
			5			14	0	0.0	22	0	0.0	9	0	0.0	9	1	11.1	3,622	264	7.3
34	100	広島市				1	0	0.0	2	0	0.0									
34	202	呉市	2003年1月28日	呉市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	2	0	0.0						433	46	10.6
34	203	竹原市	2000年11月12日	男女共同参画社会づくり宣言		4	1	0	0.0	1	0	0.0						75	0	0.0
34	204	三原市				1	0	0.0	2	0	0.0							504	59	11.7
34	205	尾道市				1	0	0.0	1	0	0.0							455	37	8.1
34	207	福山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1018	53	5.2
34	208	府中市				1	0	0.0	1	0	0.0							70	1	1.4
34	209	三次市				1	0	0.0	2	0	0.0							19	0	0.0
34	210	庄原市				1	0	0.0	2	0	0.0							22	1	4.5
34	211	大竹市	2000年2月27日	男女共同参画社会づくり宣言		4	1	0	0.0	1	0	0.0						68	7	10.3
34	212	東広島市				1	0	0.0	2	0	0.0							48	0	0.0
34	213	廿日市市				1	0	0.0	2	0	0.0							296	34	11.5
34	214	安芸高田市	2009年9月5日	安芸高田市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						32	0	0.0
34	215	江田島市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	1	3.2
34	302	府中町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	7	10.4
34	304	海田町										1	0	0.0	1	1	100.0	43	3	7.0
34	307	熊野町	2008年12月20日	「熊野町男女共同参画都市」宣言文		1						1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
34	309	坂町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	2	11.8
34	368	安芸太田町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	0	0.0
34	369	北広島町										1	0	0.0	1	0	0.0	158	6	3.8
34	431	大崎上島町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8
34	462	世羅町										1	0	0.0	1	0	0.0	125	5	4.0
34	545	神石高原町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他											
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)			
	小計			759	681	10,261	2,943	28.7	661	606	9,387	2,643	28.2	125	91	775	170	21.9	712	74	10.4	799	81	10.1									
34	100	広島市	40.0(審議会委員における女性の割合を増やす)	2026年3月	74	74	1,261	406	32.2	74	74	1,261	406	32.2	6	6	76	27	35.5	69	9	13.0	70	9	12.9	1			1				
34	202	呉市	40.0	2033年3月	41	39	677	168	24.8	41	39	677	168	24.8	6	6	39	9	23.1	54	5	9.3	55	5	9.1	1				2	2023年7月1日		
34	203	竹原市	40.0	2027年3月	48	41	544	174	32.0	32	29	393	125	31.8	6	2	24	4	16.7	0	0	0.0	23	3	13.0	1				1			
34	204	三原市	33.0	2025年3月	46	45	604	176	29.1	45	44	598	175	29.3	6	5	39	8	20.5	46	2	4.3	47	2	4.3	1				1			
34	205	尾道市	35.0	2027年3月	65	58	855	243	28.4	38	35	561	167	29.8	6	4	39	6	15.4	43	4	9.3	44	4	9.1	1				1			
34	207	福山市	30.0(最終目標は、男女の委員数の均衡を図る)	2028年3月	68	58	955	249	26.1	53	45	768	203	26.4	6	5	65	10	15.4	46	4	8.7	47	4	8.5	1				1			
34	208	府中市	30.0	2026年3月	41	31	378	83	22.0	27	23	296	70	23.6	6	4	42	8	19.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1				1			
34	209	三次市	44.0	2027年3月	28	27	388	107	27.6	22	21	352	99	28.1	6	6	36	8	22.2	39	9	23.1	40	9	22.5	2	2022年4月1日			1			
34	210	庄原市	40.0	2027年3月	62	53	773	223	28.8	22	19	299	62	20.7	6	5	44	10	22.7	36	4	11.1	37	4	10.8	1				1			
34	211	大竹市	30.0	2024年3月	26	22	277	56	20.2	26	22	277	56	20.2	6	3	25	5	20.0	21	1	4.8	22	1	4.5	1				1			
34	212	東広島市	35.0	2025年3月	58	52	739	205	27.7	58	52	739	205	27.7	6	5	44	10	22.7	48	5	10.4	49	5	10.2	1				1			
34	213	廿日市市	30.0	2026年3月	54	46	849	253	29.8	34	30	560	132	23.6	6	5	32	9	28.1	48	6	12.5	49	6	12.2	1				1			
34	214	安芸高田市	50.0	2026年3月	14	13	334	120	35.9	15	14	359	128	35.7	6	4	29	5	17.2	0	0	0.0	43	4	9.3	1				1			
34	215	江田島市								22	19	324	79	24.4	6	5	25	8	32.0	29	1	3.4	31	1	3.2	1				1			
34	302	府中町	40.0	2027年3月	22	22	256	95	37.1	22	22	256	95	37.1	4	3	13	5	38.5	26	4	15.4	27	4	14.8	1				1			
34	304	海田町	30.0	2027年4月	15	13	154	40	26.0	15	13	154	40	26.0	4	3	13	4	30.8	26	4	15.4	27	4	14.8	1				1			
34	307	熊野町	30.0	2025年3月	5	5	49	22	44.9	5	5	49	21	42.9	4	3	21	6	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1			
34	309	坂町								21	19	307	86	28.0	4	2	13	3	23.1	30	3	10.0	31	3	9.7	1				1			
34	368	安芸太田町	30.0	2025年3月	16	16	220	49	22.3	16	16	220	49	22.3	5	4	34	9	26.5	24	1	4.2	25	1	4.0	1				1			
34	369	北広島町	33.0	2028年3月	22	20	289	77	26.6	17	17	254	74	29.1	5	3	35	3	8.6	35	3	8.6	36	3	8.3	1				1			
34	431	大崎上島町	40.0	2025年3月	20	17	251	86	34.3	20	17	251	86	34.3	5	3	32	5	15.6	11	0	0.0	12	0	0.0	1				1			
34	462	世羅町	30.0	2025年3月	23	20	275	88	32.0	23	20	275	88	32.0	5	3	27	4	14.8	29	4	13.8	30	4	13.3	1				1			
34	545	神石高原町	30.0	2022年3月	11	9	133	23	17.3	12	10	151	28	18.5	5	2	28	4	14.3	31	4	12.9	32	4	12.5	1				1			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)											
			目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち 女性 委員 数	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)							審議会等数	うち 女性 委員 数	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	委員会等数	うち 女性 委員 数	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総委員数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)				
																			1	1	6	1	16.7	0	0	0	0								
		広島市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		呉市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		竹原市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		三原市																	1	1	6	1	16.7	0	0	0	0	0.0							
		尾道市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		福山市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		府中市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		三次市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		庄原市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		大竹市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		東広島市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		廿日市市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		安芸高田市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		江田島市																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		府中町																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		海田町																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		熊野町																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		坂町																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		安芸太田町																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		北広島町																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		大崎上島町																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		世羅町																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		神石高原町																	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード	市区町村 名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況																		問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部への配置状況					問11-5																							
		管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			部長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職			課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	調査 時点 コード	その他	防災・ 危機 管理部 管理	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち管理職数		調査 時点 コード	その他																									
					管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)				管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)				管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)				管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)															管理職 総数	うち 女性 数			女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)																					
					34	100	広島市				639	107	16.7				475	73	15.4				31	3	9.7															29	3			10.3	146	18	12.3	107	10	9.3	462	86	18.6	339	60	17.7	1052	312	29.7	751	249	33.2	1763	674	38.2	1202	567	47.2
34	202	呉市	235	29	12.3	171	20	11.7	28	0	0.0	21	0	0.0	47	5	10.6	32	2	6.3	160	24	15.0	118	18	15.3	293	59	20.1	189	31	16.4	409	137	33.5	225	89	39.6	1		11	0	0.0	4	0	0.0	1																					
34	203	竹原市	28	5	17.9	27	5	18.5	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	5	21.7	22	5	22.7	0	0	0.0	0	0	0.0	35	11	31.4	32	10	31.3	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1																					
34	204	三原市	89	22	24.7	76	18	23.7	13	2	15.4	11	1	9.1	11	0	0.0	9	0	0.0	65	20	30.8	56	17	30.4	43	8	18.6	31	7	22.6	96	19	19.8	64	6	9.4	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1																					
34	205	尾道市	139	31	22.3	70	17	24.3	38	6	15.8	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	101	25	24.8	55	14	25.5	91	20	22.0	54	9	16.7	254	125	49.2	105	48	45.7	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1																					
34	207	福山市	327	63	19.3	203	32	15.8	75	11	14.7	49	9	18.4	0	0	0.0	0	0	0.0	252	52	20.6	154	23	14.9	563	223	39.6	386	73	18.9	375	196	52.3	176	56	31.8	1		11	1	9.1	3	0	0.0	1																					
34	208	府中市	65	14	21.5	44	6	13.6	11	2	18.2	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	54	12	22.2	36	4	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	76	21	27.6	36	4	11.1	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1																					
34	209	三次市	75	22	29.3	61	16	26.2	22	4	18.2	19	4	21.1	5	2	40.0	2	1	50.0	48	16	33.3	40	11	27.5	0	0	0.0	0	0	0.0	169	68	40.2	64	15	23.4	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1																					
34	210	庄原市	80	8	13.3	47	2	4.3	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	53	8	15.1	40	2	5.0	0	0	0.0	0	0	0.0	110	37	33.6	87	20	23.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1																					
34	211	大竹市	56	9	16.1	36	5	13.9	7	1	14.3	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	49	8	16.3	32	4	12.5	46	15	32.6	29	9	31.0	49	18	36.7	31	14	45.2	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1																					
34	212	東広島市	193	48	24.9	136	20	14.7	19	3	15.8	18	3	16.7	39	6	15.4	31	6	19.4	135	39	28.9	87	11	12.6	152	38	25.0	94	16	17.0	542	180	33.2	360	91	25.3	1		12	1	8.3	3	0	0.0	1																					
34	213	廿日市市	139	33	23.7	126	33	26.2	15	1	6.7	14	1	7.1	34	6	17.6	31	6	19.4	90	26	28.9	81	26	32.1	82	30	36.6	72	30	41.7	76	8	10.5	66	8	12.1	1		8	1	12.5	3	0	0.0	1																					
34	214	安芸高田市	47	10	21.3	42	9	21.4	9	0	0.0	8	0	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0	37	9	24.3	33	8	24.2	9	0	0.0	4	0	0.0	75	24	32.0	67	23	34.3	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1																					
34	215	江田島市	49	12	24.5	44	12	27.3	8	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	41	12	29.3	37	12	32.4	60	24	40.0	54	24	44.4	85	29	34.1	66	29	43.9	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1																					
34	302	府中町	44	8	18.2	41	8	19.5	8	2	25.0	7	2	28.6	10	2	20.0	9	2	22.2	26	4	15.4	25	4	16.0	30	7	23.3	20	7	35.0	63	21	33.3	47	16	34.0	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1																					
34	304	海田町	38	11	28.9	28	6	21.4	5	1	20.0	4	1	25.0	2	0	0.0	2	0	0.0	31	10	32.3	22	5	22.7	7	2	28.6	4	1	25.0	43	22	51.2	36	17	47.2	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1																					
34	307	熊野町	31	4	12.9	29	4	13.8	5	0	0.0	4	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	19	3	15.8	18	3	16.7	20	7	35.0	17	7	41.2	25	7	28.0	21	4	19.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1																					
34	309	坂町	17	2	11.8	17	2	11.8	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	2	16.7	12	2	16.7	4	0	0.0	4	0	0.0	20	7	35.0	20	7	35.0	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1																					
34	368	安芸太田町	29	8	27.6	21	6	28.6	3	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	25	8	32.0	21	6	28.6	28	13	46.4	16	4	25.0	55	29	52.7	30	19	63.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1																					
34	369	北広島町	28	5	17.9	22	4	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	5	17.9	22	4	18.2	29	13	44.8	21	7	33.3	42	10	23.8	28	9	32.1	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1																					
34	431	大崎上島町	14	1	7.1	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	14	1	7.1	1	0	0.0	1	0	0.0	23	10	43.5	23	10	43.5	1		6	2	33.3	1	0	0.0	1																					
34	462	世羅町	17	5	29.4	17	5	29.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	5	29.4	17	5	29.4	7	3	42.9	7	3	42.9	36	14	38.9	31	13	41.9	1		5	1	20.0	5	1	20.0	1																					
34	545	神石高原町	23	7	30.4	21	7	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	7	30.4	21	7	33.3	17	5	29.4	16	4	25.0	25	8	32.0	23	8	34.8	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1																					

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
										問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
										議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
										19	1の合計	23	0	23	0						20	21	21	21	21	18
										3	2の合計	0	17	0	23						2	2	2	2	2	2
										1	3の合計	0	6		0						0	0	0	0	0	0
										0	4の合計	0	0								1	0	0	0	0	2
										34 100	広島市	1	3	1	2						1	1	1	1	1	1
										<p>広島市職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「文書等」とは、職員が職務上作成する文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をいう。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用する文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (例 職員名簿、名前札、電子メールアドレス等) (2) 専ら市内部で使用される文書等で、旧姓を使用しても職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (例 起案文書、旅行命令書、復命書等) (3) その他経易な文書等で所属長が認めるもの (例 各種連絡文書、研究論文等) (旧姓使用の届出) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、庶務事務システム(電子情報処理組織を使用して人事・給与に関連する庶務事務の処理等を行うための情報処理のシステムで、企画総務局人事課が管理するものをいう。以下同じ。)により、旧姓の使用を、所属長を経由して企画総務局人事課長(以下「人事課長」という。)に届けなければならない。 2 人事課長は、前項の規定による届出を受けた場合には、旧姓使用届出証明書(別記様式1)を当該職員に交付するとともに、旧姓、戸籍上の氏名その他必要な事項を旧姓使用者台帳(別記様式2)に登録するものとする。 (旧姓使用者等の責務) 第5条 前条第1項の規定による届出をした職員は、旧姓を使用するに当たり、市民及び他の職員に誤解又は混乱を生じさせないよう努めるとともに、旧姓を使用する文書等には、旧姓を使用しなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、庶務事務システムにより、旧姓使用の中止を、所属長を経由して人事課長に届けなければならない。 2 人事課長は、前項の規定による旧姓使用の中止の届出を受けた場合には、旧姓使用者台帳にその旨を記載するものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が定める。</p>																
										34 202	呉市	1	2	1	2						1	1	1	1	1	1
										<p>呉市職員の旧姓使用に関する要綱</p> <p>第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条に規定する職員をいう。以下同じ。)について、改姓後の氏(以下「新姓」という。)を使用することにより公務活動に影響を及ぼすと認められる場合に、その影響をできる限り緩和するよう配慮するため、市の文書等において当該職員が改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>																
										34 203	竹原市	2	3	1	2						1	1	1	1	1	1
										<p>竹原市議会会議規則</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>																
										34 204	三原市	1	2	1	2						1	1	1	1	1	1
										<p>三原市職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>(旧姓の使用) 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、法令等に抵触おそれなく、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。</p>																
										34 205	尾道市	1	2	1	2						1	1	1	1	1	1
										<p>尾道市職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>第2条第1項 職員は、市長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、経易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。</p>																

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
34	207	福山市	1	福山市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、福山市に勤務する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって姓を改めた後、引き続き婚姻等の前の姓(以下「旧姓」という。)を職務を遂行するに当たり使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	福山市議会	1	3	1	福山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			
34	208	府中市	1	府中市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第一条 この規定は、職員(非常勤の職員及び臨時的に任用された職員を含む。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を勤務場所において使用する場合の手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第二条 職員は、任命権者に届け出ることに伴い、法令等に定食するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上 誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	府中市議会	1	2	1	府中市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			
34	209	三次市	1	三次市職員旧姓使用取扱規程 第3条 旧姓の使用は、他の法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められるもので、次の各号に掲げるものについて承認する。 (1) 職場での呼称 (2) 次に掲げる文書 ア 名刺 イ 名札 ウ 職員録 エ 産票 オ 起案文書 カ 供覧文書 キ 各種文書における担当者氏名 ク 復命書 ケ 出勤簿 コ 休暇簿 ク 時間外勤務命令簿 シ その他職務、給与に関する市長への申請文書及び届出文書 (3) 前号の文書の押印 (4) 三次市行政LAN・WANにおける氏名	三次市議会	1	3	1	三次市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			
34	210	庄原市	1	庄原市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長に届け出ることに伴い、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解及び混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができるものとする。	広島県庄原市議会	1	2	1	庄原市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			
34	211	大竹市	1	大竹市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書等であつて、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職員名簿、名札等の単に氏名が記載された文書等 (2) 組織内部で使用される文書等で、職員の同一性を容易に確認できるもの (3) 職員の権利、義務等に関する文書等で、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする紛争のおそれのないもの (4) その他法令等に基づかない文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの (旧姓の使用) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書等であつて、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職員名簿、名札等の単に氏名が記載された文書等 (2) 組織内部で使用される文書等で、職員の同一性を容易に確認できるもの (3) 職員の権利、義務等に関する文書等で、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする紛争のおそれのないもの (4) その他法令等に基づかない文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの	大竹市議会	1	2	1	大竹市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			
34	212	東広島市	1	東広島市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職場での呼称 (2) 名前札、職員録等単に名前が記載されたもの (3) 職員の権利又は義務に関する文書等であつて、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする紛争が生ずるおそれのないもの (4) 起案文書、事務分掌等専ら組織内部で使用される文書等であつて、職員の同一性を容易に確認できる内容のもの (5) 前各号に掲げるもののほか、事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのない文書等であつて、円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのないもの	東広島市議会	1	2	1	東広島市議会会議規則(昭和49年議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第88条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1			

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
コ ロ ナ イ ビ ド	コ ロ ナ イ ビ ド	コ ロ ナ イ ビ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
34	213	甘日市市	1	甘日市市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、一般職、会計年度任用職員及び非常勤特別職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、離婚、養子縁組又は離縁等(以下「婚姻等」という。)によって氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに必要事項を次のとおり定める。	甘日市市議会	1	3	1	甘日市市議会会議規則 第1章 会議 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
34	214	安芸高田市	1	安芸高田市職員の旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、安芸高田市職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する手続きに関して必要な事項を定めるものとする。	安芸高田市議会	1	2	1	安芸高田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
34	215	江田島市	1	江田島市職員旧姓使用取扱要綱第1条 (旧姓の使用) 第1条 職員(嘱託員非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。)は、この要綱の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。以下同じ。)に旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、市町村職員共済組合、市町総合事務組合、日本年金機構、労働局、金融機関、給与から控除する保険事業者等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 人事・給与システムに登録された情報に基づく人事台帳、給与支給明細書及び文書等(前号に該当するもの及び人事異動通知書を除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	江田島市議会	1	2	1	江田島市議会会議規則第2条第2項 (欠席の届出) 第2条 略 2 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
34	302	府中町	1	府中町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	府中町議会	1	2	1	府中町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
34	304	海田町	1	海田町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第3条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	海田町議会	1	2	1	海田町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2	4	1	1	1	1	1	1
34	307	熊野町	1	熊野町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、各任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	熊野町議会	1	2	1	熊野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	2	2	2	2	2	2
34	309	坂町	2		坂町議会	1	2	1	坂町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
34	368	安芸太田町	1	安芸太田町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得ることにより、法令に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等であつて職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書については、旧姓を使用することができる。	安芸太田町議会	1	2	1	安芸太田町議会会議規則 第2条(欠席の届出)第2項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	4
34	369	北広島町	1	北広島町職員旧姓使用取扱要項 第2条 職員は、任命権者の承認を得ることにより、法令に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を招くおそれのない文書については、旧姓を使用することができる。	北広島町議会	1	2	1	北広島町議会会議規則 第2条 議員は公務、疾病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
コ ー ド	コ ー ド	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
34	431	大崎上島町	2		大崎上島町議会	1	2	1	大崎上島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2					1	1	1	1	1	4
34	462	世羅町	3		世羅町議会	1	2	1	世羅町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	2	2
34	545	神石高原町	1	神石高原町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この告示は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	神石高原町議会	1	3	1	神石高原町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1. 関係するハラスメント(規定がある倫理防規正)を配置している 2. 議員向け研修を行う予定である 3. その他	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関係するハラスメント(規定がある倫理防規正)を配置している 2. 議員向け研修を行う予定である 3. その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		0	0	8			9	4	2	4		7			
		0	2	6	7	0	6	5	8	4		15			
		0	0	9			8	6	13	1		1			
		23	21							14					
34	100	広島市	4	4	3			1	1	3	2	1	広島市地域防災計画 (第3章 災害応急対策>第5節 避難対策>第9 指定避難所の開設・運営>4 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営のための支援)男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた指定避難所運営を確保するため、避難所からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。		
34	202	呉市	4	4	1	1		1	3	3	1	2	呉市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。 (2) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品の授受をしないこと。 (3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人(以下「市等」という。)が行う許可、認可、指定等又は請負その他の契約に関し、特定の個人又は法人その他の団体のために有利な、又は不利な取り計らいをするよう働きかけをしないこと。 (4) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するよう働きかけをしないこと。 (5) 市等の職員の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。 (6) 他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	呉市議会議員の通称等の使用に関する規程 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称。 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏。	
34	203	竹原市	4	4	3			3		3	4	1	竹原市地域防災計画 基本編 第2章 災害予防計画 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画 第15 男女共同参画センター等との連携 男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部長及び人権センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。		
34	204	三原市	4	4	3			3		2	4	1	三原市地域防災計画【基本編】、三原市地域防災計画【震災対策編】 第12 節 防災意識・防災知識の普及 <7> 男女共同参画担当部長等との連携 男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部長及び男女共同参画担当部長が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。第9 節 防災意識・防災知識の普及 <4> 男女共同参画担当部長等との連携 男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部長及び男女共同参画担当部長が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。		
34	205	尾道市	4	2	1	1		3		3	2	1	尾道市地域防災計画 第2章 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画 15 男女共同参画の視点に立った取組 男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部長及び男女共同参画担当部長が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定を定める(ハラスメント防止)を規定しているか。	3. その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
34	207	福山市	4	4	1				1	1	2	4	議会男女均等検討会の設置	1	福山市地域防災計画 第2章第7節-11(男女共同参画担当部局との連携) 多様性の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、全ての人に配慮した避難所運営、物資供給、相談支援等が迅速に行われるよう努めるものとする。
34	208	府中市	4	4	2				2	2	3	4		2	
34	209	三次市	4	4	3				1	1	1	2		2	
34	210	庄原市	4	4	1	1			2	2	2	4		2	
34	211	大竹市	4	4	3				3		3	4		1	大竹市地域防災計画 (基本編第2章 第8節 8 男女共同参画部局との連携) 平常時から男女共同参画の視点に配慮した啓発等を行うとともに、災害時には、避難所運営、物資供給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。
34	212	東広島市	4	4	2				2	3	3	1		2	東広島市議会議員の通称名の使用に関する規程(平成27年4月15日 議会訓令第5号) (趣旨) 第1条 この規程は、東広島市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。 (通称名など使用の届け出など) 第2条 議員は、前条に規定する通称名を使用しようとするときは、通称名使用届出書(別記様式第1号)を議長に提出することにより、使用することができる。 2. 前項に規定する届出書については、議長が定めた期限までに提出するものとする。 (通称名の使用廃止) 第3条 議員は、通称名の使用を廃止しようとするときは、通称名使用廃止届出書(別記様式第2号)を議長に提出しなければならない。 (使用の責務) 第4条 通称名を使用する議員は、その使用に当たり、常に市民、他の議員及び職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第5条 市議会議員一般選挙後において議長が選出されていないときは、第2条及び第3条の規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。
34	213	廿日市市	4	4	1	1			1	1	3	4		2	廿日市市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント、差別的な取扱い又は言動、虐待、名譽又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗し、又は中傷する言動その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (7) 発言又は情報発信(議会報告会、チラシ、ウェブサイト等)において行うものをいう。)において、他人の名譽を毀損し、又は人格を損なう行為を行わないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
34	214	安芸高田市	4	4	1	1			1	3	2	4		2	安芸高田市議会議員政治倫理規定 (政治倫理基準)第3条(3) 議員の地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシュアル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(ハラスメント)の防止に関する取組(ハラスメント防止)を議員向け研修として行っているか。	3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
34	215	江田島市	4	4	2				2	2	2	3		1	江田島市地域防災計画(基本編・震災対策編)令和4年12月修正 【基本編】 第2章・第6節・第13 男女共同参画 部局 等との連携 男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に対応した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。 【震災対策編】 第2章・第4節・17 男女共同参画 部局 等との連携 規定内容は、基本編と同じ。
34	302	府中町	4	4	1	1		府中町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 ※当該条例の適用範囲について、ハラスメント防止を含むことについて、申し合わせを行っている。	1	3	3	1		2	
34	304	海田町	4	4	3				3		3	2		2	
34	307	熊野町	4	4	3				3		3	4		2	
34	309	坂町	4	4	3				3		3	4		3	
34	368	安芸太田町	4	4	1	1		安芸太田町議会議員政治倫理条例 第3条第1項第3号(政治倫理基準の遵守等) 議員の地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	4		2	
34	389	北広島町	4	2	2				2	2	2	4		2	
34	431	大崎上島町	4	4	2				1	2	1	1		2	
34	462	世羅町	4	4	3				1	3	2	4		2	
34	545	神石高原町	4	4	2				2	3	2	4		2	